

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

別紙の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和3年1月26日

さいたま地方法務局熊谷支局 登記官 古川浩一郎

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
0303-2019-0008	行田市本丸1218-9
0303-2019-0009	行田市本丸1220-2
0303-2019-0016	行田市本丸1237-3
0303-2019-0017	行田市本丸1237-5

別紙